

## 徳島県収用委員会告示第十六号

土地收回法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、次のとおり収用及び使用の裁決手続の開始を決定したので、告示する。

令和元年十月二十九日

徳島県収用委員会会長　松　尾　泰　三

一起業者の名称　国土交通大臣

事業の種類

高速自動車国道四国横断自動車道阿南四十線新設工事（徳島県阿南市下大野町渡り上り地内から小松島市前原町字東地内まで）及びこれ

に伴う県道付替工事

収用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積等

所在　徳島県阿南市下大野町渡り上り

地番	地目	地積
七番九〇	畠	九一二 平方メートル
七番九〇	畠	九一二 平方メートル
七番九〇	不明	四二四・八二 平方メートル

四 使用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積等

所在　徳島県阿南市下大野町渡り上り

決定した土地の面積

地番	地目	地積
七番九〇	畠	九一二 平方メートル
七番九〇	畠	九一二 平方メートル
七番九〇	不明	三八・〇三 平方メートル

五 土地所有者の氏名、住所等

東 栄子　徳島県阿南市上中町南島一五三番地

六 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

なし

七 裁決手続の開始を決定した年月日  
令和元年十月十五日